

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例の制定について

1 制定理由

横浜市内の造成宅地、崖等における災害の防止対策を促進するため、市長の附属機関として、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 審議対象事業

- (1) 宅地耐震化推進事業及び宅地造成等規制法の基準等に関すること
- (2) がけ地総合対策事業

3 所掌事務

委員会は、以下の事務について調査審議し、答申し、又は意見を具申します。

- (1) 宅地耐震化推進事業及び宅地造成等規制法の基準等に関すること
 - ア 宅地造成等規制法に規定する宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等に関すること。（区域指定に至るまでの調査、地盤の安全性の判断等）
 - イ 宅地造成に関する工事の技術的基準に関すること。
 - ウ 宅地造成等規制法に基づく勧告、命令に関すること。
 - エ 宅地造成に伴う災害を防止するための工事の方法に関すること。
- (2) がけ地総合対策事業
 - ア 崖及び擁壁の崩壊の危険性の評価に関すること。
 - イ 崖及び擁壁の崩壊を防止するための工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊防止工事を除く。）の方法に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 委員構成

- (1) 委員
学識経験者等 12 人以内
（地質学、土木工学、砂防学、法律分野 等）
- (2) 臨時委員
特別の調査審議事項に係る分野の学識経験者等、若干人

5 委員任期

- (1) 委員
3 年
- (2) 臨時委員
特別の事項に関する調査審議が終了した時まで

6 施行期日

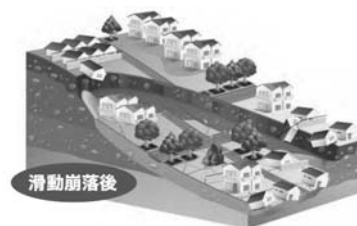
規則で定める日

参考：審議対象事業について

1 宅地耐震化推進事業について

(1) 事業の目的

兵庫県南部地震、新潟県中越地震等の大地震時に、大規模盛土造成地の崩壊により住宅が流出するなどの被害が出たことから、宅地の耐震性を向上させ、大地震が発生した場合の大規模盛土造成地(盛土の面積が 3,000 平方メートル以上)の被害を軽減することを目的とします。



造成宅地における
滑動崩落のイメージ

(2) 事業内容

① 変動予測調査の実施

地盤の耐震性が不足している大規模盛土造成地を抽出するための調査です。

【 第 1 次調査 】

- ・ 新旧の地形図を重ね合わせることで、大規模盛土造成地を抽出します。
- ・ 第 1 次調査結果は、大規模盛土造成地の状況調査図として公表します。

第 1 次調査は既に完了しており、市内で約 3,600 箇所の大規模盛土造成地を抽出し、平成 22 年 2 月から公表しています。

【 第 2 次調査が必要となる造成地の抽出 (第 2 次調査実施計画の策定) 】

- ・ 第 1 次調査で抽出された大規模盛土造成地のうち、代表的な造成地での地盤調査等による、地盤の解析を進め、現地の変状を考慮した上で、第 2 次調査の実施箇所の絞り込みを行います。
- ・ 第 2 次調査の優先度を評価し、実施計画を策定します。

【 第 2 次調査 】

- ・ 実施計画に基づき、各造成地内での詳細な地盤調査や、地盤の解析に基づき地滑りの判定を行います。
- ・ 第 2 次調査結果により検討を行い、造成宅地防災区域の指定等を行います。

○ 造成宅地防災区域 (宅地造成等規制法第 20 条)

宅地造成に伴う災害で多くの居住者等に被害が及ぶおそれの大きい造成宅地の区域

② 滑動崩落防止工事の実施

造成宅地防災区域の指定等が行われた区域について、地滑りによる宅地の崩落を防止するための工事を実施し、宅地の耐震化を図るものです。

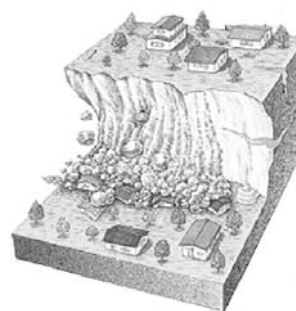
(3) 今後のスケジュール

平成 25～26 年度	第 2 次調査実施計画の策定
平成 27 年度以降	第 2 次調査、滑動崩落防止工事促進のための環境整備

2 がけ地総合対策事業について

(1) 事業の目的

大地震や豪雨時の崖崩れ災害に対する防災対策を推進するため、防災・減災の視点にたった取組みを総合的に展開することを目的として実施するものです。



がけ崩れのイメージ

【がけ地総合対策事業の内容】

- ① 崖地に係る専門的な市民相談対応や対策アドバイスの方策の整備
- ② 崖地及び既存擁壁の危険度を判定する方策の整備
- ③ 防災・減災に有効な崖改善工法等の活用方策の整備
- ④ 崖地安全確認パトロールの実施
- ⑤ 崖崩れ発生時の緊急応急対策の実施

(2) 主な事業内容

「がけ地総合対策事業」の内、地質学、土木工学等の専門家により構成された、委員による審議を要するものです。

1. 崖地及び既存擁壁の危険度を判定する方策の整備

自然崖及び既存擁壁等の崖地について、これまでの崩壊事例を基にした判定マニュアルとの照査を行い、危険度判定の評価を実施します。

2. 防災・減災に有効な崖改善工法等の活用方策の整備

防災や減災上効果のある様々な工法について、委員会による客観的な考察を行い、崩壊防止の対策工法の活用を検討します。

(3) 今後のスケジュール

平成 25 年度	「がけ地総合対策調査事業」開始
平成 26 年度	次の制度の運用開始 ④崖地安全確認パトロールの実施 ⑤崖崩れ発生時の緊急応急対策の実施
平成 27 年度以降	次の制度の運用開始 ①崖地に係る専門的な市民相談対応や対策アドバイスの方策の整備 ②崖地及び既存擁壁の危険度を判定する方策の整備 ③防災・減災に有効な崖改善工法等の活用方策の整備検討